

# **松江市地域防災計画**

---

## **原子力災害対策編**

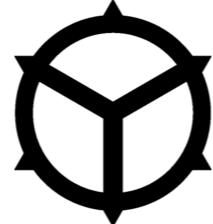
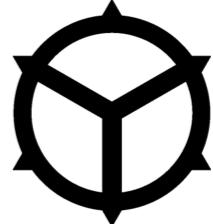
**〔新旧対照表〕**

**令和 年 月**

注) 次頁以降、左側に「修正前計画」を、右側に「修正後計画」を記載しています。

※ 目次のページ番号は新旧対照表と一致しません。

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
 <p><b>松江市地域防災計画</b> 原子力災害対策編  令和 7 年 2 月 松江市防災会議</p>	 <p><b>松江市地域防災計画</b> 原子力災害対策編  令和 ____ 年 ____ 月 松江市防災会議</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「防災基本計画」を「基本計画」と略</li><li>・「原子力災害対策指針」を「指針」と略</li></ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
松江市地域防災計画（原子力災害対策編）目次	松江市地域防災計画（原子力災害対策編）目次	
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>	
<b>第1節 計画の目的</b> .....1	<b>第1節 計画の目的</b> .....1	
<b>第2節 計画の性格</b> .....1	<b>第2節 計画の性格</b> .....1	
1. 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1. 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	
2. 市における他の災害対策との関係	2. 市における他の災害対策との関係	
3. 計画の修正	3. 計画の修正	
4. 計画の用語	4. 計画の用語	
<b>第3節 計画の前提</b> .....3	<b>第3節 計画の前提</b> .....3	
<b>第4節 計画の周知徹底</b> .....3	<b>第4節 計画の周知徹底</b> .....3	
<b>第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</b> .....3	<b>第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</b> .....3	
<b>第6節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> .....3	<b>第6節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> .....3	
<b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</b> .....3	<b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</b> .....3	
<b>第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b> .....5	<b>第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b> .....5	
1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	
<b>第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....5	<b>第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....5	
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	
<b>第1節 基本方針</b> .....13	<b>第1節 基本方針</b> .....13	
<b>第2節 中国電力株との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</b> .....13	<b>第2節 中国電力株との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</b> .....13	
<b>第3節 立入検査と報告の徴収</b> .....13	<b>第3節 立入検査と報告の徴収</b> .....13	
<b>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</b> .....13	<b>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</b> .....13	
<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b> .....14	<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b> .....14	
<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b> .....14	<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b> .....14	
1. 情報の収集・連絡体制の整備	1. 情報の収集・連絡体制の整備	
2. 情報の分析整理	2. 情報の分析整理	
3. 通信手段・経路の多様化等	3. 通信手段・経路の多様化等	
<b>第7節 緊急事態応急体制等の整備</b> .....18	<b>第7節 緊急事態応急体制等の整備</b> .....18	
1. 警戒体制及び災害対策本部体制等の整備	1. 警戒体制及び災害対策本部体制等の整備	
2. 警戒体制又は災害対策本部体制をとるために必要なマニュアル等の整備	2. 警戒体制又は災害対策本部体制をとるために必要なマニュアル等の整備	
3. オフサイトセンターにおける災害体制への支援及び参加体制の整備	3. オフサイトセンターにおける災害体制への支援及び参加体制の整備	
4. 長期化に備えた動員体制の整備	4. 長期化に備えた動員体制の整備	
5. 防災関係機関相互の連携体制	5. 防災関係機関相互の連携体制	
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	
8. オフサイトセンター	8. オフサイトセンター	
9. 緊急時モニタリング体制等への協力	9. 緊急時モニタリング体制等への協力	
10. 専門家の派遣要請手続き	10. 専門家の派遣要請手続き	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

11. 複合災害に備えた体制の整備 12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	11. 複合災害に備えた体制の整備 12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携
第8節 避難受入活動体制の整備..... 21  1. 避難計画の作成 2. 避難所等の整備等 3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備 4. 学校等施設における避難計画の整備 5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 9. 避難所等・避難方法等の周知	第8節 避難受入活動体制の整備..... 21  1. 避難計画の作成 2. 避難所等の整備等 3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備 4. 学校等施設における避難計画の整備 5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 9. 避難所等・避難方法等の周知
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... 24  1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... 24  1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保
第10節 緊急輸送活動体制の整備..... 24  1. 専門家の移送体制の整備 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	第10節 緊急輸送活動体制の整備..... 24  1. 専門家の移送体制の整備 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備..... 25  1. 救助・救急活動用資機材の整備 2. 救助・救急機能の強化 3. 原子力災害医療体制の整備 4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 5. 消火活動体制の整備 6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 7. 物資の調達、供給活動体制の整備	第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備..... 25  1. 救助・救急活動用資機材の整備 2. 救助・救急機能の強化 3. 原子力災害医療体制の整備 4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 5. 消火活動体制の整備 6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 7. 物資の <u>備蓄</u> 、調達、供給活動体制の整備
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備..... 26	第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備..... 26
第13節 行政機関の業務継続計画の策定..... 27	第13節 行政機関の業務継続計画の策定..... 27
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等..... 27	第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等..... 27
第15節 防災業務関係者の人材育成..... 28	第15節 防災業務関係者の人材育成..... 28
第16節 防災訓練等の実施..... 28  1. 訓練計画の策定 2. 訓練の実施 3. 実践的な訓練の実施と事後評価	第16節 防災訓練等の実施..... 28  1. 訓練計画の策定 2. 訓練の実施 3. 実践的な訓練の実施と事後評価
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応..... 29	第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応..... 29
第18節 災害復旧への備え..... 30	第18節 災害復旧への備え..... 30
<b>第3章 異常時等の対策</b>	<b>第3章 異常時等の対策</b>
第1節 基本方針..... 31	第1節 基本方針..... 31
第2節 環境放射線異常時の対策..... 31	第2節 環境放射線異常時の対策..... 31
第3節 発電所異常時の対策..... 33	第3節 発電所異常時の対策..... 33
第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策..... 34	第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策..... 34

・ 基本計画の改正  
(R7.7)を反映

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

第5節 原子力事故対策会議.....	36	第5節 原子力事故対策会議.....	36	
1. 会議の開催		1. 会議の開催		
2. 会議の構成		2. 会議の構成		
3. 会議構成課の所掌事務		3. 会議構成課の所掌事務		
第6節 島根県モニタリング本部等への協力.....	38	第6節 島根県モニタリング本部等への協力.....	38	
第7節 連絡員の派遣.....	38	第7節 連絡員の派遣.....	38	
<b>第4章 緊急事態応急対策</b>		<b>第4章 緊急事態応急対策</b>		
第1節 基本方針.....	39	第1節 基本方針.....	39	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	39	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	39	
1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡		1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡		
2. 応急対策活動情報の連絡		2. 応急対策活動情報の連絡		
3. 一般回線が使用できない場合の対処		3. 一般回線が使用できない場合の対処		
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動		4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動		
第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等.....	44	第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等.....	44	
1. 市災害対策本部の設置		1. 市災害対策本部の設置		
2. 市災害対策本部の体制等		2. 市災害対策本部の体制等		
3. 現地災害対策本部		3. 現地災害対策本部		
4. 市災害対策本部の廃止		4. 市災害対策本部の廃止		
5. 他の災害対策本部等との連携		5. 他の災害対策本部等との連携		
第4節 原子力災害合同対策協議会等への出席等.....	52	第4節 原子力災害合同対策協議会等への出席等.....	52	
1. オフサイトセンターへの派遣		1. オフサイトセンターへの派遣		
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等		2. 原子力災害合同対策協議会への出席等		
3. 専門家の派遣要請		3. 専門家の派遣要請		
第5節 応援要請及び職員の派遣要請等.....	52	第5節 応援要請及び職員の派遣要請等.....	52	
1. 応援要請		1. 応援要請		
2. 職員の派遣要請等		2. 職員の派遣要請等		
3. 自衛隊の派遣要請等		3. 自衛隊の派遣要請等		
第6節 原子力被災者生活支援チームとの連携.....	53	第6節 原子力被災者生活支援チームとの連携.....	53	
第7節 防災業務関係者の安全確保.....	53	第7節 防災業務関係者の安全確保.....	53	
1. 防災業務関係者の安全確保方針		1. 防災業務関係者の安全確保方針		
2. 防護対策		2. 防護対策		
3. 防災業務関係者の放射線防護		3. 防災業務関係者の放射線防護		
4. 安全対策		4. 安全対策		
第8節 住民等への的確な情報伝達活動.....	55	第8節 住民等への的確な情報伝達活動.....	55	
1. 住民等への情報伝達活動		1. 住民等への情報伝達活動		
2. 住民等からの問い合わせに対する対応		2. 住民等からの問い合わせに対する対応		
第9節 避難、屋内退避等の防護措置.....	57	第9節 避難、屋内退避等の防護措置.....	57	
1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施		1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施		
2. 避難所等		2. <u>屋内退避実施後の運用</u>		・指針の改正を反映
3. 広域一時滞在		3. 避難所等		
4. 安定ヨウ素剤の服用		4. 広域一時滞在		
5. 要配慮者等への配慮		5. 安定ヨウ素剤の服用		
6. 学校等における避難措置		6. 要配慮者等への配慮		
		7. 学校等における避難措置		

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	<u>8.</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
8. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置	<u>9.</u> 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置
9. 飲食物、生活必需品等の供給	<u>10.</u> 飲食物、生活必需品等の供給
第10節 治安の確保及び火災の予防.....	第10節 治安の確保及び火災の予防.....
第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....
第12節 緊急輸送活動.....	第12節 緊急輸送活動.....
1. 緊急輸送活動	1. 緊急輸送活動
2. 緊急輸送のための交通確保	2. 緊急輸送のための交通確保
第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等.....	第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等.....
1. 救助・救急及び消火活動	1. 救助・救急及び消火活動
2. 医療措置	2. 医療措置
第14節 自発的支援の受入れ等.....	第14節 自発的支援の受入れ等.....
1. ボランティアの受入れ等	1. ボランティアの受入れ等
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ
第15節 行政機関の業務継続に係る措置.....	第15節 行政機関の業務継続に係る措置.....
<b>第5章 原子力災害中長期対策</b>	<b>第5章 原子力災害中長期対策</b>
第1節 基本方針.....	第1節 基本方針.....
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....
第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....	第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....
第5節 各種制限措置等の解除.....	第5節 各種制限措置等の解除.....
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成.....
1. 災害地域住民の記録	1. 災害地域住民の記録
2. 災害対策措置状況の記録	2. 災害対策措置状況の記録
第7節 被災者等の生活再建等の支援.....	第7節 被災者等の生活再建等の支援.....
第8節 風評被害等の影響の軽減.....	第8節 風評被害等の影響の軽減.....
第9節 被災中小企業等に対する支援.....	第9節 被災中小企業等に対する支援.....
第10節 心身の健康相談体制の整備.....	第10節 心身の健康相談体制の整備.....
<b>別添資料</b>	<b>別添資料</b>
別添1 防護措置等の実施フローの例	別添1 防護措置等の実施フローの例
別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
別添3 OILと防護措置について	別添3 OILと防護措置について
別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<b>第1章</b> <b>総則</b>	<b>第1章</b> <b>総則</b>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 (略)	第1節 (略)	
<b>第2節 計画の性格</b>	<b>第2節 計画の性格</b>	
1. (略)	1. (略)	
2. 市における他の災害対策との関係	2. 市における他の災害対策との関係	
<p>この計画は、「松江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「松江市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編）」によるものとする。</p> <p>また、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、震災対策については「震災対策編」、各種災害対策については「各種災害対策編」の各編によるものとする。</p> <p>なお、<u>原子力災害対策編を除く各編に必要な資料については「資料編」として編集している。</u></p>	<p>この計画は、「松江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「松江市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編）」によるものとする。</p> <p>また、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、震災対策については「震災対策編」、各種災害対策については「各種災害対策編」の各編によるものとする。<u>原子力災害対策編を除く各編に必要な資料については「資料編」として編集している。</u></p> <p><u>なお、本計画に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災業務を遂行することにより、国際課題であるSDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載箇所の変更</li> <li>新規追加</li> </ul>
図 1-2-1 松江市地域防災計画の構成 (略)	図 1-2-1 松江市地域防災計画の構成 (略)	
3. (略)	3. (略)	
<b>4. 計画の用語</b>	<b>4. 計画の用語</b>	
本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。	本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近傍の市町村） <u>で</u> 震度5弱又は震度5強が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。	(2) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近傍の市町村） <u>において</u> 震度5弱又は震度5強の <u>地震</u> が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
(3) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備	(3) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 <u>（警戒事態を判断するEALのうち、原子力施設において指針の改正を反映</u>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>_____を開始する必要がある段階をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 施設敷地緊急事態要避難者・・・PAZの要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する者を想定している。(家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。)</p> <p>(9) 屋内退避・・・放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るために実施するもの。屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に、指示により行う。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <hr/> <hr/>	<p><u>て異常事象が発生した場合に限る。)</u>を開始する必要がある段階をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 施設敷地緊急事態要避難者・・・PAZ内<sub>の</sub>要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する者を想定している。(家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。)</p> <p>(9) 屋内退避・・・放射性物質の吸入抑制や<u>放射線</u>を遮蔽することにより被ばくの低減を図るために実施するもの。屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に、指示により行う。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 甲状腺被ばく線量モニタリング・・・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために行う簡易測定又は詳細測定のこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針の改正を反映 (地域を指す際はPAZ(UPZ)、住民を修飾する際はPAZ(UPZ)内)</li> <li>指針の改正を反映</li> <li>県助言（県地域防災計画）を反映</li> </ul>
第3節～第7節 (略) 計画の前提	第3節～第7節 (略)	
第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	
<p>1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に定める緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）などに基づき、以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集事態</li> <li>警戒事態</li> <li>施設敷地緊急事態</li> <li>全面緊急事態</li> </ul> <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。UPZ外においては、UPZ内と同様に、<u>事態の進展等に応じて屋内退避</u></p>	<p>1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に定める緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）などに基づき、以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集事態</li> <li>警戒事態</li> <li>施設敷地緊急事態</li> <li>全面緊急事態</li> </ul> <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を実施するものとする。UPZ外においては、<u>事態の進展等に応じて、UPZ</u>と同様に、屋内退避を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針の改正を反映</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>を行う<u>必要</u>があるため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>行う<u>場合</u>があるため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。</p> <p style="color: red;"><u>なお、PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正を反映</li> </ul>
2. (略)	2. (略)	

## 第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、松江市地域防災計画（風水害対策編）第1章5節に定める「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を基本に表1-9-1のとおりとする。

---

## 第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、松江市地域防災計画（風水害対策編）第1章5節に定める「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を基本に表1-9-1のとおりとする。

※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

- ・ガス局の民間譲渡を反映

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新			備考欄
表 1-9-1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱			表 1-9-1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱			
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	
松江市	原子力安全対策課	<p>1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況届出等の受理</p> <p>2. 原災法に基づく立入検査及び報告の徵収に関すること</p> <p>3. 原子力防災専門官との連携に関すること</p> <p>4. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関すること</p> <p>5. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること</p> <p>6. 通信連絡網の整備に関すること</p> <p>7. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備に関すること</p> <p>8. 平常時モニタリングに関すること</p> <p>9. 市災害対策本部等に関すること</p> <p>10. 緊急時における国・県等との連携に関すること</p> <p>11. 災害状況の把握及び伝達等に関すること</p> <p>12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>13. 住民の避難、立入制限、救出等に関すること</p> <p>14. 県の原子力災害医療に対する協力に関すること</p> <p>15. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること</p> <p>16. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること</p> <p>17. 県の汚染物質の除去に対する協力に関すること</p> <p>18. 制限措置の解除に関すること</p> <p>19. 防災関係者の被ばく管理に関すること</p> <p>20. 災害救助法に関すること</p> <p>21. 義援金の受け入れ及び配分に関すること</p> <p>22. 災害応援の要請及び受け入れに関すること</p> <p>23. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>24. 風評被害の軽減に関すること</p> <p>25. 住民相談及び健康相談に関すること</p> <p>26. 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援に関すること</p> <p>27. 文教施設及び福祉施設の原子力防災対策の支援に関すること</p> <p>28. 地域原子力防災協議会への協力等に関すること</p> <p>29. 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること</p>	松江市	原子力安全対策課	<p>1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況届出等の受理</p> <p>2. 原災法に基づく立入検査及び報告の徵収に関すること</p> <p>3. 原子力防災専門官との連携に関すること</p> <p>4. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関すること</p> <p>5. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること</p> <p>6. 通信連絡網の整備に関すること</p> <p>7. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備に関すること</p> <p>8. 平常時モニタリングに関すること</p> <p>9. 市災害対策本部等に関すること</p> <p>10. 緊急時における国・県等との連携に関すること</p> <p>11. 災害状況の把握及び伝達等に関すること</p> <p>12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>13. 住民の避難、立入制限、救出等に関すること</p> <p>14. 県の原子力災害医療に対する協力に関すること</p> <p>15. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること</p> <p>16. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること</p> <p>17. 県の汚染物質の除去に対する協力に関すること</p> <p>18. 制限措置の解除に関すること</p> <p>19. 防災関係者の被ばく管理に関すること</p> <p>20. 災害救助法に関すること</p> <p>21. 義援金の受け入れ及び配分に関すること</p> <p>22. 災害応援の要請及び受け入れに関すること</p> <p>23. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>24. 風評被害の軽減に関すること</p> <p>25. 住民相談及び健康相談に関すること</p> <p>26. 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援に関すること</p> <p>27. 文教施設及び福祉施設の原子力防災対策の支援に関すること</p> <p>28. 地域原子力防災協議会への協力等に関すること</p> <p>29. 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること</p>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新			備考欄
松江市教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること</li> <li>2. 市立学校児童生徒の安全対策に関すること</li> <li>3. 退避等に係る施設使用の協力に関すること</li> </ul>	松江市教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること</li> <li>2. 市立学校児童生徒の安全対策に関すること</li> <li>3. 退避等に係る施設使用の協力に関すること</li> </ul>	
松江市上下水道局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 被災地における飲料水の確保に関すること</li> </ul>	松江市上下水道局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 被災地における飲料水の確保に関すること</li> </ul>	
松江市ガス局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市ガス施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 交通局の支援に関すること</li> </ul>	松江市ガス局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市ガス施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 交通局の支援に関すること</li> </ul>	
松江市交通局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 陸路による緊急輸送の確保に関すること</li> <li>2. 保有車両の防災管理、事後対策に関すること</li> </ul>	松江市交通局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 陸路による緊急輸送の確保に関すること</li> <li>2. 保有車両の防災管理、事後対策に関すること</li> </ul>	
松江市立病院	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護活動に関すること</li> <li>2. 原子力災害医療の支援に関すること</li> </ul>	松江市立病院	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護活動に関すること</li> <li>2. 原子力災害医療の支援に関すること</li> </ul>	
松江市消防本部	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 被ばく患者、被ばく傷病者の搬送</li> <li>3. 防護対策を講すべき区域の消防対策に関すること</li> <li>4. 消防防災・救急活動に関すること</li> </ul>	松江市消防本部	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 被ばく患者、被ばく傷病者の搬送</li> <li>3. 防護対策を講るべき区域の消防対策に関すること</li> <li>4. 消防防災・救急活動に関すること</li> </ul>	
松江市消防団	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 交通規制及び立入制限に対する協力に関すること</li> <li>3. 警察官が行う治安維持に対する協力に関すること</li> </ul>	松江市消防団	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 交通規制及び立入制限に対する協力に関すること</li> <li>3. 警察官が行う治安維持に対する協力に関すること</li> </ul>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新			備考欄				
島根県	原子力安全 対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練</li> <li>2. 通信連絡網の整備</li> <li>3. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備</li> <li>4. 防護資機材の整備</li> <li>5. 原子力災害医療体制の整備</li> <li>6. 環境条件の把握</li> <li>7. 平常時モニタリングに関すること</li> <li>8. 県災害対策本部の設置</li> <li>9. 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>10. 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>11. 緊急時モニタリングに関すること</li> <li>12. 避難退域時検査及び簡易除染に関すること</li>   <hr/> <li>13. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等</li> <li>14. 原子力災害医療に関すること</li> <li>15. 県防災ヘリを活用した防災活動</li> <li>16. 汚染飲食物の摂取制限等</li> <li>17. 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>18. 汚染物質の除去</li> <li>19. 制限措置の解除</li> <li>20. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>21. 地域原子力防災協議会への参加等に関すること</li> <li>22. 松江市及び関係周辺市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言</li> </ol>	島根県	原子力安全 対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練</li> <li>2. 通信連絡網の整備</li> <li>3. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備</li> <li>4. 防護資機材の整備</li> <li>5. 原子力災害医療体制の整備</li> <li>6. 環境条件の把握</li> <li>7. 平常時モニタリングに関すること</li> <li>8. 県災害対策本部の設置</li> <li>9. 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>10. 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>11. 緊急時モニタリングに関すること</li> <li>12. 避難退域時検査及び簡易除染に関すること</li> <li>13. <u>甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること</u></li> <li>14. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等</li> <li>15. 原子力災害医療に関すること</li> <li>16. 県防災ヘリを活用した防災活動</li> <li>17. 汚染飲食物の摂取制限等</li> <li>18. 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>19. 汚染物質の除去</li> <li>20. 制限措置の解除</li> <li>21. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>22. 地域原子力防災協議会への参加等に関すること</li> <li>23. 松江市及び関係周辺市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言</li> </ol>			・県助言（県地域防災計画）を反映		
指定 地方 行政 機 関	松江警察署	警備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 立入り等の制限措置及び解除に関すること</li> <li>3. 原子力災害対策重点区域の警備並びに交通規制に関すること</li> </ol>	指定 地方 行政 機 関	松江警察署	警備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること</li> <li>2. 立入り等の制限措置及び解除に関すること</li> <li>3. 原子力災害対策重点区域の警備並びに交通規制に関すること</li> </ol>			
	国土交通省中國地方整備局 松江国道事務所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理区間にし、必要な措置に関すること</li> </ol>		国土交通省中國地方整備局 松江国道事務所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理区間にし、必要な措置に関すること</li> </ol>			

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
指定 地方 行政 機 関	国土交通省 大阪管区気象台 (松江地方気象台)		1. 気象状況の把握、解析に関すること 2. 緊急時モニタリングへの支援に関すること	指定 地方 行政 機 関	国土交通省 大阪管区気象台 (松江地方気象台)		1. 気象状況の把握、解析に関すること 2. 緊急時モニタリングへの支援に関すること	・新規追加  ・社名変更を反映  ・社名変更を反映
	国土交通省 中国運輸局	島根運輸 支局輸送 担当、総 務企画担 当	1. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること 2. 緊急輸送に関する要請及び支援		国土交通省 中国運輸局	島根運輸 支局輸送 担当、総 務企画担 当	1. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること 2. 緊急輸送に関する要請及び支援	
	第八管区 海上保安本部 境海上保安部		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 原子力規制委員会又は県の要請に基づく海上モニタリ ングの支援に関すること		第八管区 海上保安本部 境海上保安部		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 原子力規制委員会又は県の要請に基づく海上モニタリ ングの支援に関すること	
	_____	_____	_____		_____	_____	_____	
	_____	_____	_____		_____	_____	_____	
	_____	_____	_____		_____	_____	_____	
指定 公共 機 関	日本郵便㈱ 中国支社	松江中央 郵便局	1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に 関すること 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便 振替の料金免除に関すること 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関 すること 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期金 融に関すること	指定 公共 機 関	日本郵便㈱ 中国支社	松江中央 郵便局	1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に 関すること 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便 振替の料金免除に関すること 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関 すること 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期金 融に関すること	・社名変更を反映  ・社名変更を反映
	西日本旅客鉄 道㈱中国統括 本部	経営企画 部 総務 (山陰)	1. 鉄道による緊急輸送に関すること		西日本旅客鉄 道㈱中国統括 本部	経営企画 部 総務 (山陰)	1. 鉄道による緊急輸送に関すること	
	西日本電信電 話㈱島根支店	設備部 災害対策 室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2. 緊急を要する電話通話の取り扱いに関すること		NTT西日本 ㈱島根支店	設備部 災害対策 室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2. 緊急を要する電話通話の取り扱いに関すること	
	ヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ㈱	プラット フォーム	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること		株NTTドコモ ビジネス	プラット フォーム	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること	
	_____	_____	_____		_____	_____	_____	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
	サービス 本部 事業推進 部危機管 理室		サービス 本部 事業推進 部危機管 理室		サービス 本部 事業推進 部危機管 理室		サービス 本部 事業推進 部危機管 理室	
(株)NTTドコモ 中国支社島根 支店	企画総務 担当	1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関するこ 2. 災害非常通信の確保に関するこ 3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関するこ	(株)NTTドコモ 中国支社島根 支店	企画総務 担当	1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関するこ 2. 災害非常通信の確保に関するこ 3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関するこ	KDDI(株)	中国総支 社管理部	
KDDI(株)	中国総支 社管理部		ソフトバンク(株)	総務本部 地域人事 総務部九 州・中四 国人事總 務課		ソフトバンク(株)	総務本部 地域人事 総務部九 州・中四 国人事總 務課	
ソフトバンク(株)	総務本部 地域人事 総務部九 州・中四 国人事總 務課		楽天モバイル (株)	広島支社		楽天モバイル (株)	広島支社	
日本赤十字社	島根県支 部事業推 進課	1. 医療救護活動の協力奉仕者（原子力災害医療派遣チー ムを除く。）の連絡調整に関するこ	日本赤十字社	島根県支 部事業推 進課	1. 医療救護活動の協力奉仕者（原子力災害医療派遣チー ムを除く。）の連絡調整に関するこ	日本放送協会	松江放送 局 放送部	1. 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関する こと
日本放送協会	松江放送 局 放送部	1. 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関する こと	日本放送協会	松江放送 局 放送部	1. 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関する こと	日本通運(株)	山陰支店 松江事務 所	1. 陸路による緊急輸送の確保に関するこ
日本通運(株)	山陰支店 松江事務 所	1. 陸路による緊急輸送の確保に関するこ	日本通運(株)	山陰支店 松江事務 所	1. 陸路による緊急輸送の確保に関するこ	中国電力(株)	島根原子 力本部	1. 原子力発電所の安全性の確保に関するこ 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関するこ 3. 環境放射線等の把握に関するこ 4. 防災活動体制の整備に関するこ 5. 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信 連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）に関する こ 6. 異常時における連絡通報体制の整備に関するこ 7. 汚染拡大防止措置に関するこ
中国電力(株)	島根原子 力本部	1. 原子力発電所の安全性の確保に関するこ 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関するこ 3. 環境放射線等の把握に関するこ 4. 防災活動体制の整備に関するこ 5. 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信 連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）に関する こ 6. 異常時における連絡通報体制の整備に関するこ 7. 汚染拡大防止措置に関するこ	中国電力(株)	島根原子 力本部	1. 原子力発電所の安全性の確保に関するこ 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関するこ 3. 環境放射線等の把握に関するこ 4. 防災活動体制の整備に関するこ 5. 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信 連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）に関する こ 6. 異常時における連絡通報体制の整備に関するこ 7. 汚染拡大防止措置に関するこ			

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新			備考欄	
指定地方公共機関							
	一畑電車(株)	営業部	8. 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力 9. 県及び市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関すること	一畑電車(株)	営業部	8. 県等が行う避難退域時検査、簡易除染 <u>及び甲状腺被ばく線量モニタリング</u> への協力 9. 県及び市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関すること	・県助言（県地域防災計画）を反映
	一畑バス(株)	管理部	1. 鉄道による緊急輸送に関すること	一畑バス(株)	管理部	1. 鉄道による緊急輸送に関すること	
	株山陰放送	松江支社	1. 陸路による緊急輸送に関すること	株山陰放送	松江支社	1. 陸路による緊急輸送に関すること	
	山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関すること	山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関すること	
	日本海テレビジョン放送(株)	島根総局		日本海テレビジョン放送(株)	島根総局		
	(株)エフエム山陰	放送事業部		(株)エフエム山陰	放送事業部		
	島根県医師会	事務局	1. 原子力災害時の医療救護活動に関すること 2. 緊急時医療センターの支援に関すること	島根県医師会	事務局	1. 原子力災害時の医療救護活動に関すること 2. 緊急時医療センターの支援に関すること	
	島根県LPGガス協会		1. LPGガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. LPGガスの供給に関すること	島根県LPGガス協会		1. LPGガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. LPGガスの供給に関すること	
	山陰ケーブルビジョン(株)		1. 有線テレビジョンによる災害時の情報提供に関すること 2. その他災害に関する広報活動について	山陰ケーブルビジョン(株)		1. 有線テレビジョンによる災害時の情報提供に関すること 2. その他災害に関する広報活動について	
その他の公的団体等	漁業協同組合JFしまね		1. 海上・湖上における緊急輸送の協力に関すること	漁業協同組合JFしまね		1. 海上・湖上における緊急輸送の協力に関すること	
	宍道湖漁業協同組合		2. 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること	宍道湖漁業協同組合		2. 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること	
	中海漁業協同組合		3. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること	中海漁業協同組合		3. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること	
			4. 原子力災害に関する漁船、観光客等への広報に関すること			4. 原子力災害に関する漁船、観光客等への広報に関すること	
			5. 組合員への支援に関すること			5. 組合員への支援に関すること	
その他の公的団体等	島根県農業協同組合		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 4. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること 5. 原子力災害に関する広報に関すること	島根県農業協同組合		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 4. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること 5. 原子力災害に関する広報に関すること	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
その他の公的団体等	松江商工会議所	6. 組合員への支援に関すること 1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・あっせんに関すること 3. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること 4. 原子力災害に関する広報に関すること 5. 会員事業所への支援に関すること	その他の公的団体等	松江商工会議所	6. 組合員への支援に関すること 1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・あっせんに関すること 3. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること 4. 原子力災害に関する広報に関すること 5. 会員事業所への支援に関すること			
	まつえ北商工会	1. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・あっせんに関すること		まつえ北商工会	1. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・あっせんに関すること			
	まつえ南商工会	2. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること		まつえ南商工会	2. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること			
	東出雲町商工会	3. 原子力災害に関する広報に関すること 4. 会員事業所への支援に関すること		東出雲町商工会	3. 原子力災害に関する広報に関すること 4. 会員事業所への支援に関すること			
	指定避難所管理者	1. 屋内退避施設としての協力に関すること		指定避難所管理者	1. 屋内退避施設としての協力に関すること			
	学校法人	1. 被災者の一時受入等応急措置についての協力に関すること		学校法人	1. 被災者の一時受入等応急措置についての協力に関すること			
	医療機関の管理者	1. 負傷者等の医療、助産、救護についての協力に関すること		医療機関の管理者	1. 負傷者等の医療、助産、救護についての協力に関すること			
	一般輸送業者	1. 緊急輸送に対する協力に関すること		一般輸送業者	1. 緊急輸送に対する協力に関すること			
	社会福祉協議会	1. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること 2. 災害ボランティアに関すること		社会福祉協議会	1. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること 2. 災害ボランティアに関すること			
	社会福祉施設の管理者	1. 被災者の保護についての協力に関すること		社会福祉施設の管理者	1. 被災者の保護についての協力に関すること			
	金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に対する協力に関すること		金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に対する協力に関すること			
	危険物等の管理者	1. 危険物等の保安措置に関すること		危険物等の管理者	1. 危険物等の保安措置に関すること			
	L Pガス取扱機関	1. L Pガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. L Pガスの供給に関すること		L Pガス取扱機関	1. L Pガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. L Pガスの供給に関すること			
	原子力規制委員会 原子力規制庁	島根原子力規制事務所原子力運転検査官 1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等 2. 警戒事象発生以降の施設の状況確認		島根原子力規制事務所原子力運転検査官 1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等 2. 情報収集事象発生以降の施設の状況確認	島根原子力規制事務所原子力運転検査官 1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等 2. 情報収集事象発生以降の施設の状況確認	・島根原子力規制事務所からの修正意見を反映		

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新				備考欄
	島根原子力規制事務所原子力防災専門官	1. 県、市への防災計画策定等に対する指導、助言等 2. 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3. 緊急時における <u>プラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等</u>		島根原子力規制事務所原子力防災専門官	1. 県、市への防災計画策定等に対する指導、助言等 2. 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3. 緊急時における <u>オフサイトセンターの立ち上げ、収集した情報の共有等</u>		・島根原子力規制事務所からの修正意見を反映
	上席放射線防災専門官	1. 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等		上席放射線防災専門官	1. 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等		
陸上自衛隊出雲駐屯地		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 空中モニタリングの支援に関すること	陸上自衛隊出雲駐屯地		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 空中モニタリングの支援に関すること		

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p style="text-align: center;">第2章</p> <hr/> <p style="text-align: center;">原子力災害事前対策</p>	<p style="text-align: center;">第2章</p> <hr/> <p style="text-align: center;">原子力災害事前対策</p>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	
<b>第1節～第4節</b> (略)	<b>第1節～第4節</b> (略)	
<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b>	<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b>	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 市は、 <u>平常時</u> から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	(3) 市は、 <u>平時</u> から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	・ 基本計画の修正 (R7.7)を反映
(4)～(5) (略)	(4)～(5) (略)	
<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	
(略)	(略)	
1. (略)	1. (略)	
2. 情報の分析整理	2. 情報の分析整理	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	
市は、 <u>平常時より</u> 原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。	市は、 <u>平時から</u> 原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。	・ 基本計画の修正 (R7.7)を反映
(3) (略)	(3) (略)	
3. 通信手段・経路の多様化等	3. 通信手段・経路の多様化等	
(略)	(略)	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
<b>(4) 災害時優先電話等の活用</b>	<b>(4) 災害時優先電話等の活用</b>	
市は、 <u>西日本電信電話</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効	市は、 <u>NTT西日本</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効	・ 社名変更を反映

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
果的に活用するよう努めるものとする。 (5)～(8) (略)	的的に活用するよう努めるものとする。 (5)～(8) (略)	
<b>第7節 緊急事態応急体制等の整備</b>  (略)  1.～4. (略)	<b>第7節 緊急事態応急体制等の整備</b>  (略)  1.～4. (略)	
<b>5. 防災関係機関相互の連携体制</b>  (1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。  (2) (略)	<b>5. 防災関係機関相互の連携体制</b>  (1) 市は、 <u>平時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。  (2) (略)	・基本計画の修正 (R7.7)を反映
6.～7. (略)	6.～7. (略)	
<b>8. オフサイトセンター</b>  (1) (略)  (2) 市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として <u>平常時</u> から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。	<b>8. オフサイトセンター</b>  (1) (略)  (2) 市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として <u>平時</u> から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。	・基本計画の修正 (R7.7)を反映
9.～12. (略)	9.～12. (略)	
<b>第8節 避難受入活動体制の整備</b>  1. 避難計画の作成  (略)	<b>第8節 避難受入活動体制の整備</b>  1. 避難計画の作成  (略)	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>【予防的防護措置を準備する区域（P A Z）】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には<u>P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に至ったことによる原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>【緊急防護措置を準備する区域（U P Z）】</p> <p>P A Zの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、<u>段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。</u></p>	<p>【予防的防護措置を準備する区域（P A Z）】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には_____施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に至ったことによる原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>【緊急防護措置を準備する区域（U P Z）】</p> <p>P A Zの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、<u>全面緊急事態に至った時点で屋内退避を行うこと</u>とし、避難計画を策定するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p>2. 避難所等の整備等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市は、<u>平常時</u>から、国、県、避難先自治体と連携し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2. 避難所等の整備等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>市は、<u>平時</u>から、国、県、避難先自治体と連携し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
<p>3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
4. ~ 8. (略)	4. ~ 8. (略)	
<b>9. 避難所等・避難方法等の周知</b>  市は、避難や避難退域時検査等の場所、避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法_____等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。  なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合や、その他やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講すべきことにも留意するものとする。  避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を国、県、市、防災業務関係者及び住民等が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。  また、住民等に対し、具体的な避難指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。	<b>9. 避難所等・避難方法等の周知</b>  市は、避難や避難退域時検査等の場所、避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法、 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> 等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。  なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合や、その他やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講すべきことにも留意するものとする。  避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を国、県、市、防災業務関係者及び住民等が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。  また、住民等に対し、具体的な避難指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。	・基本計画の修正(R7.7)を反映
<b>第9節～第10節 (略)</b>	<b>第9節～第10節 (略)</b>	
<b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b>  1. ~ 3. (略)	<b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b>  1. ~ 3. (略)	
<b>4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b>  市は、原子力災害対策指針を参考に、国、県、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるよう、準備しておく_____もとのとする。	<b>4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b>  市は、原子力災害対策指針を参考に、国、県、医療機関等と連携して、PAZ及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるよう、準備しておく <u>とともに、県に協力し安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日ごろから周知徹底に努める</u> ものとする。	・指針の改正を反映 ・県助言（県地域防災計画）を反映
<b>5. 消火活動体制の整備</b>  市は、平常時から県、中国電力㈱等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。	<b>5. 消火活動体制の整備</b>  市は、 <u>平時</u> から県、中国電力㈱等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。	・基本計画の修正(R7.7)を反映

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、<u>平常時より</u>、国、県及び中国電力㈱と相互に密接に情報交換を行うものとする。</p>	<p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、<u>平時から</u>、国、県及び中国電力㈱と相互に密接に情報交換を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
<p>7. 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ市内の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる等の観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄拠点</u>を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、国及び県と連携の上、<u>備蓄拠点</u>については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>7. 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動体制の整備</p> <p>(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ市内の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の<u>物資</u>を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる等の観点に対しても配慮するとともに、<u>物資</u>拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、国及び県と連携の上、<u>物資</u>拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
<p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時から</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の修正(R7.7)を反映</li> </ul>
<p>第13節～第14節 (略)</p>	<p>第13節～第14節 (略)</p>	
<p>第15節 防災業務関係者的人材育成</p> <p>(略)</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>第15節 防災業務関係者的人材育成</p> <p>(略)</p> <p>①～⑤ (略)</p>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>⑥ 避難退域時検査及び簡易除染に関すること ⑦～⑪ (略)</p> <p>第 16 節～第 18 節 (略)</p>	<p>⑥ 避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること ⑦～⑪ (略)</p> <p>第 16 節～第 18 節 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県助言（県地域防災計画）を反映</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>第3章</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>異常時等の対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>異常時等の対策</b></p>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄																																								
<b>第3章 異常時等の対策</b>	<b>第3章 異常時等の対策</b>																																									
第1節～第4節 (略)	第1節～第4節 (略)																																									
第5節 原子力事故対策会議  (略)  1. (略)  2. 会議の構成  (1) 原子力事故対策会議は、防災部長、原子力安全対策課長、防災危機管理課長、各部局主管課長、広報課長、健康推進課長、各支所 <u>指定職員</u> をもって構成する。  (2)～(4) (略)  3. 会議構成課の所掌事務  (1) 原子力事故対策会議の各構成員の課において、必要に応じて表3-5-1に示す所掌事務を行う。	第5節 原子力事故対策会議  (略)  1. (略)  2. 会議の構成  (1) 原子力事故対策会議は、防災部長、原子力安全対策課長、防災危機管理課長、各部局主管課長、広報課長、健康推進課長、各支所 <u>地域振興課長</u> をもって構成する。  (2)～(4) (略)  3. 会議構成課の所掌事務  (1) 原子力事故対策会議の各構成員の課において、必要に応じて表3-5-1に示す所掌事務を行う。  <u>※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除</u>	・記載の適正化  ・ガス局の民間譲渡を反映																																								
表3-5-1 原子力事故対策会議	表3-5-1 原子力事故対策会議																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(共通)</td><td>①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること</td></tr> <tr> <td>防災部長</td><td>原子力事故対策会議の総括に関すること</td></tr> <tr> <td>原子力安全対策課長</td><td>原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等</td></tr> <tr> <td>防災危機管理課長</td><td></td></tr> <tr> <td>政策企画課長</td><td>原子力広報等</td></tr> <tr> <td>総務課長</td><td>庁内調整等</td></tr> <tr> <td>財政課長</td><td>災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置</td></tr> <tr> <td>商工企画課長</td><td>大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報</td></tr> <tr> <td>観光振興課長</td><td>観光客等への緊急時広報</td></tr> </tbody> </table>	構成員	所掌事務	(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること	防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること	原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等	防災危機管理課長		政策企画課長	原子力広報等	総務課長	庁内調整等	財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置	商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報	観光振興課長	観光客等への緊急時広報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(共通)</td><td>①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること</td></tr> <tr> <td>防災部長</td><td>原子力事故対策会議の総括に関すること</td></tr> <tr> <td>原子力安全対策課長</td><td>原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等</td></tr> <tr> <td>防災危機管理課長</td><td></td></tr> <tr> <td>政策企画課長</td><td>原子力広報等</td></tr> <tr> <td>総務課長</td><td>庁内調整等</td></tr> <tr> <td>財政課長</td><td>災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置</td></tr> <tr> <td>商工企画課長</td><td>大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報</td></tr> <tr> <td>観光振興課長</td><td>観光客等への緊急時広報</td></tr> </tbody> </table>	構成員	所掌事務	(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること	防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること	原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等	防災危機管理課長		政策企画課長	原子力広報等	総務課長	庁内調整等	財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置	商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報	観光振興課長	観光客等への緊急時広報	
構成員	所掌事務																																									
(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること																																									
防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること																																									
原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等																																									
防災危機管理課長																																										
政策企画課長	原子力広報等																																									
総務課長	庁内調整等																																									
財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置																																									
商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報																																									
観光振興課長	観光客等への緊急時広報																																									
構成員	所掌事務																																									
(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること																																									
防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること																																									
原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等																																									
防災危機管理課長																																										
政策企画課長	原子力広報等																																									
総務課長	庁内調整等																																									
財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置																																									
商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャーボート等への緊急時広報																																									
観光振興課長	観光客等への緊急時広報																																									

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧		新		備考欄
文化振興課長	都市整備部が行う市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導に関する支援	文化振興課長	都市整備部が行う市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導に関する支援	・記載の適正化
市民生活相談課長	市民に対する緊急時広報、市民の被災状況の把握、市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応	市民生活相談課長	市民に対する緊急時広報、市民の被災状況の把握、市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応	
健康福祉総務課長	障がい者等の被災状況の把握・防護対策、老人福祉施設等の被災状況の把握・防護対策	健康福祉総務課長	障がい者等の被災状況の把握・防護対策、老人福祉施設等の被災状況の把握・防護対策	
こども政策課長	幼児等の被災状況の把握・防護対策	こども政策課長	幼児等の被災状況の把握・防護対策	
環境エネルギー課長	島根県モニタリング本部等との連絡調整等、モニタリング要員の派遣	環境エネルギー課長	島根県モニタリング本部等との連絡調整等、モニタリング要員の派遣	
都市政策課長	宅地の被災状況の把握、公共交通の被災状況の把握	都市政策課長	宅地の被災状況の把握、公共交通の被災状況の把握	
建設総務課長	市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導	建設総務課長	市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導	
出納室長	災害対策経費の収支	出納室長	災害対策経費の収支	
議会事務局総務課長	市議会議員への情報提供、各部の支援	議会事務局総務課長	市議会議員への情報提供、各部の支援	
教育総務課長	教育関係機関との連絡調整等	教育総務課長	教育関係機関との連絡調整等	
上下水道局総務課長	飲料水の使用規制、給水対策	上下水道局総務課長	飲料水の使用規制、給水対策	
ガス局総務課長	市ガス施設の防災管理	ガス局総務課長	市ガス施設の防災管理	
交通局総務課長	住民避難用車両の確保	交通局総務課長	住民避難用車両の確保	
市立病院総務課長	緊急時医療措置、原子力災害医療への協力	市立病院総務課長	緊急時医療措置、原子力災害医療への協力	
消防総務課長	災害消防救急活動の準備等	消防総務課長	災害消防救急活動の準備等	
広報課長	報道機関との連絡調整等	広報課長	報道機関との連絡調整等	
健康推進課長	緊急時医療対策、安定ヨウ素剤の配布、投与	健康推進課長	緊急時医療対策、安定ヨウ素剤の配布、投与	
各支所指定職員	区域内の住民広報	各支所 <u>地域振興課長</u>	区域内の住民広報	

(2) ~ (3) (略)

(2) ~ (3) (略)

第6節～第7節 (略)

第6節～第7節 (略)

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>第4章</b></p> <p style="text-align: center;">  緊急事態応急対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章</b></p> <p style="text-align: center;">  緊急事態応急対策</p>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<b>第4章 緊急事態応急対策</b>	<b>第4章 緊急事態応急対策</b>	
第1節 (略)	第1節 (略)	
<b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>	<b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>	
1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡  (1) ~ (2) (略)  (3) 発電所から全面緊急事態発生通報があった場合 ①~③ (略) ④ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、P A Z を含む市及び県に対しては、P A Z <u>内</u> の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うとともに、U P Z <u>内</u> を含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うこと、U P Z 外を含む地方公共団体に対しては、P A Z 内から避難してきた住民等の受入れや、U P Z <u>内</u> で行う防護措置の準備への協力を要請することとされている。 ⑤~⑥ (略)  2. ~ 4. (略)	1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡  (1) ~ (2) (略)  (3) 発電所から全面緊急事態発生通報があった場合 ①~③ (略) ④ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、P A Z を含む市及び県に対しては、P A Z <u>内</u> の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うとともに、U P Z <u>内</u> を含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うこと、U P Z 外を含む地方公共団体に対しては、P A Z 内から避難してきた住民等の受入れや、U P Z <u>外</u> で行う防護措置の準備への協力を要請することとされている。 ⑤~⑥ (略)  2. ~ 4. (略)	・指針の改正を反映
<b>第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等</b>  (略)。  1. (略)  2. 市災害対策本部の体制等  (1) (略)  (2) 市災害対策本部の事務分掌 市災害対策本部の事務分掌は表 4-3-2 を基調とし、定めのない事項については、市地域防災計画（風水害対策編）の定めるところによる。 また、これらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。	<b>第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等</b>  (略)  1. (略)  2. 市災害対策本部の体制等  (1) (略)  (2) 市災害対策本部の事務分掌 市災害対策本部の事務分掌は表 4-3-2 を基調とし、定めのない事項については、市地域防災計画（風水害対策編）の定めるところによる。 また、これらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。  <u>※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除</u>	・ガス局の民間譲渡を反映

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
3. ~ 5. (略)				3. ~ 5. (略)				
表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌					表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌			
部	班 名	構成課(室)名	事務分掌	部	班 名	構成課(室)名	事務分掌	
共通			①市災害対策本部等に関すること ②住民の広域避難に関すること	共通			①市災害対策本部等に関すること ②住民の広域避難に関すること	・組織体制変更の反映
防災部	事務局	原子力安全対策課 防災危機管理課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②被害の集計発表及び報告に関すること ③災害体制の指示及び伝達に関すること ④防災無線等の災害通信設備に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営に関すること ⑥オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関すること ⑦発電所への立入調査に関すること ⑧防護対策実施上の企画調整に関すること ⑨災害対策に係る総合調整に関すること ⑩防護資機材の確保に関すること	防災部	事務局	原子力安全対策課 防災危機管理課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②被害の集計発表及び報告に関すること ③災害体制の指示及び伝達に関すること ④防災無線等の災害通信設備に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営に関すること ⑥オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関すること ⑦発電所への立入調査に関すること ⑧防護対策実施上の企画調整に関すること ⑨災害対策に係る総合調整に関すること ⑩防護資機材の確保に関すること	
政策部	政策班	政策企画課 地域政策室 市長公室 SDGs推進課 デジタル戦略課	①緊急時広報の総括に関すること ②被災状況の把握の総括に関すること ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること ④応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ⑤コンピュータ施設及びネットワーク整備に関すること	政策部	政策班	政策企画課 地域政策室 市長公室 デジタル戦略課	①緊急時広報の総括に関すること ②被災状況の把握の総括に関すること ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること ④応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ⑤コンピュータ施設及びネットワーク整備に関すること	
総務部	渉外班	広報課 秘書課	①報道機関への緊急時広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道内容の把握に関すること ④本部長及び副本部長の秘書に関すること ⑤災害見舞い視察者の接遇に関すること ⑥市民への広報・広聴活動に関すること ⑦災害記録誌等の製作に関すること	総務部	渉外班	広報課 秘書課	①報道機関への緊急時広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道内容の把握に関すること ④本部長及び副本部長の秘書に関すること ⑤災害見舞い視察者の接遇に関すること ⑥市民への広報・広聴活動に関すること ⑦災害記録誌等の製作に関すること	
財政部・出納部	総務班	総務課 選挙管理委員会事務局	①各部、各班との連絡調整に関すること ②本部長の命令及び指示の伝達に関すること ③関係機関との連絡調整に関すること ④情報の授受及び整理に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営支援に関すること	総務部	総務班	総務課 選挙管理委員会事務局	①各部、各班との連絡調整に関すること ②本部長の命令及び指示の伝達に関すること ③関係機関との連絡調整に関すること ④情報の授受及び整理に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営支援に関すること	
産業経済部	人事班	人事課 組織戦略課	①職員の動員及び配備計画に関すること ②職員及び家族の被災状況の把握に関すること ③職員の災害派遣に関すること ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関すること ⑤職員の給食に関すること ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関すること ⑦職員の被ばく管理に関すること ⑧職員の公務灾害補償に関すること	人事班	人事班	人事課 組織戦略課	①職員の動員及び配備計画に関すること ②職員及び家族の被災状況の把握に関すること ③職員の災害派遣に関すること ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関すること ⑤職員の給食に関すること ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関すること ⑦職員の被ばく管理に関すること ⑧職員の公務灾害補償に関すること	
財政部・出納部	財政班	財政課	①災害対策経費の予算措置に関すること	財政部・出納部	財政班	財政課	①災害対策経費の予算措置に関すること	
	管財班	資産経営課 新庁舎整備課 公共建築課 契約検査課 建設工事監理室	①災害対策用資機材の調達及び貸借に関すること ②災害対策車両の確保及び配車に関すること ③緊急通行車両の届出事務に関すること ④庁内電話及び電気設備の確保に関すること ⑤市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること		管財班	資産経営課 新庁舎整備課 公共建築課 契約検査課 建設工事監理室	①災害対策用資機材の調達及び貸借に関すること ②災害対策車両の確保及び配車に関すること ③緊急通行車両の届出事務に関すること ④庁内電話及び電気設備の確保に関すること ⑤市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること	
	税務班	税務管理課 市民税課 固定資産税課	①災害に伴う税の減免に関すること ②避難地区住民の輸送に関すること ③食糧及び物資等の輸送に関すること ④災害対策要員の輸送に関すること ⑤各部、各班の支援に関すること		税務班	税務管理課 市民税課 固定資産税課	①災害に伴う税の減免に関すること ②避難地区住民の輸送に関すること ③食糧及び物資等の輸送に関すること ④災害対策要員の輸送に関すること ⑤各部、各班の支援に関すること	
	出納班	出納室	①災害対策経費の収支に関すること ②義援金の受領に関すること		出納班	出納室	①災害対策経費の収支に関すること ②義援金の受領に関すること	
産業経済部	商工班	商工企画課 新産業創造課 ものづくり産業支援センター 定住企業立地推進課	①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関すること ②中小企業等の被災状況の把握に関すること ③小売店舗の出荷制限に関すること ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関すること ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関すること ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関すること ⑦被災中小企業等への金融対策に関すること	産業経済部	商工班	商工企画課 新産業創造課 ものづくり産業支援センター 定住企業立地推進課 企業団地整備室	①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関すること ②中小企業等の被災状況の把握に関すること ③小売店舗の出荷制限に関すること ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関すること ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関すること ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関すること ⑦被災中小企業等への金融対策に関すること	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
			⑧商工会議所等との連絡調整に関すること				⑧商工会議所等との連絡調整に関すること	
	農林水産班	農政課 (農業委員会事務局) (花卉生産振興センター) 農林基盤整備課 水産振興課	①漁業船舶及びレジャー船舶への緊急時広報に関すること ②農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関すること ③農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関すること ④生鮮食料品等の確保及び供給に関すること ⑤生鮮食料品等の輸送手段の確保に関すること ⑥農林水産物、畜産物の流通対策に関すること ⑦農作物及び家畜の灾害対策に関すること ⑧農林水産物、畜産物の風評被害対策に関すること ⑨被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関すること ⑩農協、漁協等との連絡調整に関すること	農林水産班	農政課 (農業委員会事務局) (花卉生産振興センター) 農林基盤整備課 水産振興課	①漁業船舶及びレジャー船舶への緊急時広報に関すること ②農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関すること ③農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関すること ④生鮮食料品等の確保及び供給に関すること ⑤生鮮食料品等の輸送手段の確保に関すること ⑥農林水産物、畜産物の流通対策に関すること ⑦農作物及び家畜の灾害対策に関すること ⑧農林水産物、畜産物の風評被害対策に関すること ⑨被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関すること ⑩農協、漁協等との連絡調整に関すること		
観光部	観光班	観光振興課 小泉八雲・セツのドラマ応援室 観光施設課	①観光客等への緊急時広報に関すること ②観光客等の被災状況の把握に関すること ③観光客数の把握に関すること ④観光に係る風評被害対策に関すること ⑤観光客等の灾害対策に係る総合調整に関すること	観光班	観光振興課 小泉八雲・セツのドラマ応援室 観光施設課	①観光客等への緊急時広報に関すること ②観光客等の被災状況の把握に関すること ③観光客数の把握に関すること ④観光に係る風評被害対策に関すること ⑤観光客等の灾害対策に係る総合調整に関すること		
	国際班	国際観光課 国際交流会館	①外国人への緊急時広報に関すること ②外国人の被災状況の把握に関すること ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関すること ④被災外国人の援護に関すること ⑤外国人への灾害対策に必要な要員確保に関すること ⑥外国人への灾害対策に係る総合調整に関すること	国際班	国際観光課 国際交流会館	①外国人への緊急時広報に関すること ②外国人の被災状況の把握に関すること ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関すること ④被災外国人の援護に関すること ⑤外国人への灾害対策に必要な要員確保に関すること ⑥外国人への灾害対策に係る総合調整に関すること		
文化スポーツ部	道路支援班	文化振興課 ジオパーク推進室 文化財課 埋蔵文化財調査課 松江城・史料調査課 松江歴史館	①道路班の支援に関すること	道路支援班	文化振興課 ジオパーク推進室 文化財課 埋蔵文化財調査課 松江城・史料調査課 松江歴史館	①道路班の支援に関すること		
	体育施設班	スポーツ____課 _____ 総合体育館整備室	①体育館等の被災状況の把握に関すること ②体育館等の灾害応急対策に関すること ③施設利用者の防護対策に関すること ④避難受け入れ施設の供与及び管理・運営に関すること	体育施設班	スポーツ振興課 <u>高校総体推進室</u> <u>スポーツ施設課</u> 総合体育館整備室	①体育館等の被災状況の把握に関すること ②体育館等の灾害応急対策に関すること ③施設利用者の防護対策に関すること ④避難受け入れ施設の供与及び管理・運営に関すること		
市民部	市民班	市民生活相談課 消費・生活相談室 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 市民課 マイナンバー交付室	①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民の被災状況の把握に関すること ③市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること ④市民相談窓口の設置、運営に関すること ⑤避難所での被災地住民登録に関すること ⑥市民の所在確認に関すること	市民班	市民生活相談課 消費・生活相談室 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 市民課 マイナンバー交付室	①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民の被災状況の把握に関すること ③市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること ④市民相談窓口の設置、運営に関すること ⑤避難所での被災地住民登録に関すること ⑥市民の所在確認に関すること		
	福祉班	健康福祉総務課 家庭相談課 障がい者福祉課 生活福祉課 介護保険課 保険年金課 保健衛生課	①災害救助の総括に関すること ②障がい者等の被災状況の把握に関すること ③被災地区住民の生活支援に関すること ④避難所の開設及び管理・運営に関すること ⑤炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関すること ⑥義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関すること ⑦災害ボランティアの受け入れに関すること ⑧障がい者等の安全確保に関すること ⑨老人福祉施設等の入所者の安全確保に関すること ⑩日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関すること ⑪保健所の協力要請に関すること ⑫国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・猶予に関すること ⑬国民年金保険料の免除に関すること	福祉班	健康福祉総務課 家庭相談課 障がい者福祉課 生活福祉課 介護保険課 保険年金課 保健衛生課	①災害救助の総括に関すること ②障がい者等の被災状況の把握に関すること ③被災地区住民の生活支援に関すること ④避難所の開設及び管理・運営に関すること ⑤炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関すること ⑥義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関すること ⑦災害ボランティアの受け入れに関すること ⑧障がい者等の安全確保に関すること ⑨老人福祉施設等の入所者の安全確保に関すること ⑩日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関すること ⑪保健所の協力要請に関すること ⑫国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・猶予に関すること ⑬国民年金保険料の免除に関すること		
健康福祉部	医療班	健康推進課 予防接種室	①原子力災害医療に関すること ②医療品、衛生材料の確保に関すること ③安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ④被災者の保健・栄養指導に関すること ⑤被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関すること ⑥避難所健康相談窓口の設置に関すること ⑦避難所の衛生管理に関すること	医療班	健康推進課 予防接種室	①原子力災害医療に関すること ②医療品、衛生材料の確保に関すること ③安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ④被災者の保健・栄養指導に関すること ⑤被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関すること ⑥避難所健康相談窓口の設置に関すること ⑦避難所の衛生管理に関すること		

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
こども子育て部	福祉班	こども政策課 保育所幼稚園課 保育所（園） 幼保園 幼稚園 子育て給付課	①幼児等の被災状況の把握に関すること ②幼児等の安全確保に関すること	こども子育て部	福祉班	こども政策課 保育所幼稚園課 保育所（園） 幼保園 幼稚園 子育て給付課	①幼児等の被災状況の把握に関すること ②幼児等の安全確保に関すること	
	福祉・医療支援班	こども家庭支援課	①子育て部福祉班の支援に関すること ②健康福祉部医療班の支援に関すること		福祉・医療支援班	こども家庭支援課	①子育て部福祉班の支援に関すること ②健康福祉部医療班の支援に関すること	
環境エネルギー部	環境班	環境エネルギー課 環境対策課 リサイクル都市推進課 施設管理課 西持田不燃物処理場 エコクリーン松江 西持田最終処分場 西持田リサイクルプラザ 川向リサイクルプラザ	①緊急時モニタリングセンターへの協力に関すること ②モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ③防護対策区域内のゴミの非常処理計画に関すること ④避難所におけるゴミの非常処理計画に関すること ⑤清掃業務計画の総合調整に関すること	環境エネルギー部	環境班	環境エネルギー課 環境対策課 リサイクル都市推進課 施設管理課 西持田不燃物処理場 エコクリーン松江 西持田最終処分場 西持田リサイクルプラザ 川向リサイクルプラザ	①緊急時モニタリングセンターへの協力に関すること ②モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ③防護対策区域内のゴミの非常処理計画に関すること ④避難所におけるゴミの非常処理計画に関すること ⑤清掃業務計画の総合調整に関すること	
	道路支援班	都市政策課 まちづくり推進室 交通政策課 公共交通戦略室 住宅政策課 建築審査課	①道路班の支援に関すること		道路支援班	都市政策課 まちづくり推進室 交通政策課 公共交通戦略室 住宅政策課 建築審査課	①道路班の支援に関すること	
都市整備部	道路班	建設総務課 道・緑・水辺相談室 大橋川治水・国県事業推進課 道路課	①市道の通行規制に関すること ②道路交通の確保に関すること ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ④避難道路の選定及び確保に関すること ⑤避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関すること ⑦交通規制に係る市民への指導に関すること	都市整備部	道路班	建設総務課 道・緑・水辺相談室 大橋川治水・国県事業推進課 道路課	①市道の通行規制に関すること ②道路交通の確保に関すること ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ④避難道路の選定及び確保に関すること ⑤避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関すること ⑦交通規制に係る市民への指導に関すること	
	道路支援班	土地対策課 河川課 公園緑地課	①道路班の支援に関すること		道路支援班	土地対策課 河川課 公園緑地課	①道路班の支援に関すること	
支援部	支援班	(議会事務局)総務課 議事調査課 監査委員事務局	①市議会議員への情報提供に関すること ②市議会議員の被災状況の把握に関すること ③各部の支援に関すること	支援部	支援班	(議会事務局)総務課 議事調査課 監査委員事務局	①市議会議員への情報提供に関すること ②市議会議員の被災状況の把握に関すること ③各部の支援に関すること	
教育部	学校教育班	教育総務課 皆美が丘女子高等学校 学校管理課 学校教育課 生徒指導推進室 発達・教育相談支援センター 学校給食課 学校給食センター	①学校との連絡調整に関すること ②児童・生徒の被災状況の把握に関すること ③学校教育施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒の防護対策に関すること ⑤避難所の供与に関すること ⑥避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関すること ⑧応急教育に関すること ⑨学校給食に関すること ⑩非常炊き出しの実施に関すること ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関すること	教育部	学校教育班	教育総務課 皆美が丘女子高等学校 学校管理課 学校教育課 生徒指導推進室 発達・教育相談支援センター 学校給食課 学校給食センター	①学校との連絡調整に関すること ②児童・生徒の被災状況の把握に関すること ③学校教育施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒の防護対策に関すること ⑤避難所の供与に関すること ⑥避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関すること ⑧応急教育に関すること ⑨学校給食に関すること ⑩非常炊き出しの実施に関すること ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関すること	
	生涯学習班	生涯学習課 松江市立図書館事務局 青少年支援室	①公民館等との連絡調整に関すること ②公民館の被災状況の把握に関すること ③生涯学習施設等の災害応急対策に関すること ④施設利用者の防護対策に関すること ⑤避難所の供与に関すること ⑥避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦青年団等その他関係団体との連絡調整に関すること		生涯学習班	生涯学習課 松江市立図書館事務局 青少年支援室	①公民館等との連絡調整に関すること ②公民館の被災状況の把握に関すること ③生涯学習施設等の災害応急対策に関すること ④施設利用者の防護対策に関すること ⑤避難所の供与に関すること ⑥避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦青年団等その他関係団体との連絡調整に関すること	
上下水道部	給水班	総務課 経営課 営業課 事業推進課 施設整備課 維持管理課 浄配水課	①飲料水の使用規制に関すること ②飲料水源の被災状況の把握に関すること ③飲料水の給水対策に関すること	上下水道部	給水班	総務課 経営課 営業課 事業推進課 施設整備課 維持管理課 浄配水課	①飲料水の使用規制に関すること ②飲料水源の被災状況の把握に関すること ③飲料水の給水対策に関すること	
ガス部	交通支援班	総務課 営業推進課 供給保安課	①市ガス施設の防災管理・事後対策に関すること ②交通部の支援に関すること	ガス部	交通支援班	総務課 営業推進課 供給保安課	①市ガス施設の防災管理・事後対策に関すること ②交通部の支援に関すること	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧				新				備考欄
交通部	交通班	総務課 安全運行課 運輸企画課	①住民避難用車両の確保に関すること ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関すること ③住民の避難搬送に関すること ④緊急通行車両の届出事務に関すること ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関すること	交通部	交通班	総務課 安全運行課 運輸企画課	①住民避難用車両の確保に関すること ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関すること ③住民の避難搬送に関すること ④緊急通行車両の届出事務に関すること ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関すること	
病院部	医療班	総務課 経営企画課 資産経営課 医療安全管理室 健診センター	①緊急時医療措置に関すること ②緊急時医療対策に関すること ③原子力災害医療への協力に関すること ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること	病院部	医療班	総務課 経営企画課 資産経営課 医療安全管理室 健診センター	①緊急時医療措置に関すること ②緊急時医療対策に関すること ③原子力災害医療への協力に関すること ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること	
消防部	消防班	消防総務課 消防団室 予防課 警防課 救急室 通信指令課	①消防署、消防団との連絡調整に関すること ②災害救助、救急の総括に関すること ③住民への防護、避難対策に関すること ④救急搬送に関すること ⑤救助・救急、消火活動に関すること ⑥消防団員の動員及び配備計画に関すること ⑦消防車両による緊急時広報に関すること ⑧原子力災害医療への協力に関すること	消防部	消防班	消防総務課 消防団室 予防課 警防課 救急室 通信指令課	①消防署、消防団との連絡調整に関すること ②災害救助、救急の総括に関すること ③住民への防護、避難対策に関すること ④救急搬送に関すること ⑤救助・救急、消火活動に関すること ⑥消防団員の動員及び配備計画に関すること ⑦消防車両による緊急時広報に関すること ⑧原子力災害医療への協力に関すること	
鹿島支所・島根支所	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③支所原子力事故対策会議の運営に関すること ④本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関すること ⑤支所災害対策本部の運営に関すること ⑥本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑦支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑧支所職員の動員及び配備計画に関すること ⑨支所職員の装備用具に関すること ⑩災害応急対策の総合調整に関すること ⑪支所内の連絡調整に関すること	鹿島支所・島根支所	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③支所原子力事故対策会議の運営に関すること ④本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関すること ⑤支所災害対策本部の運営に関すること ⑥本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑦支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑧支所職員の動員及び配備計画に関すること ⑨支所職員の装備用具に関すること ⑩災害応急対策の総合調整に関すること ⑪支所内の連絡調整に関すること	
	情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②防災無線等の災害通信設備に関すること ③コンピュータ施設及びネットワーク整備に関すること ④電話及び電気設備の確保に関すること ⑤情報の授受・整理に関すること ⑥支所管内の被災状況の把握に関すること		情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②防災無線等の災害通信設備に関すること ③コンピュータ施設及びネットワーク整備に関すること ④電話及び電気設備の確保に関すること ⑤情報の授受・整理に関すること ⑥支所管内の被災状況の把握に関すること	
	調査班	地域振興課	①支所管内の被害調査に関すること ②支所管内の被害調査の集計に関すること ③発電所への立入調査に関すること		調査班	地域振興課	①支所管内の被害調査に関すること ②支所管内の被害調査の集計に関すること ③発電所への立入調査に関すること	
	応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関すること ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関すること ③支所管内の災害応急対策の実施に関すること ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑤市道の通行規制に関すること ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ⑦避難道路の選定及び確保に関すること ⑧避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑨防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関すること ⑩交通規制に係る市民への指導に関すること ⑪防護資機材の確保に関すること		応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関すること ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関すること ③支所管内の災害応急対策の実施に関すること ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑤市道の通行規制に関すること ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ⑦避難道路の選定及び確保に関すること ⑧避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑨防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関すること ⑩交通規制に係る市民への指導に関すること ⑪防護資機材の確保に関すること	
	広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民相談窓口の設置、運営に関すること ③支所管内の災害記録の保存に関すること ④広報用車両の確保及び配車計画に関すること		広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民相談窓口の設置、運営に関すること ③支所管内の災害記録の保存に関すること ④広報用車両の確保及び配車計画に関すること	
	避難所班	市民生活課	①被災地区住民の生活支援に関すること ②避難所の開設及び管理・運営に関すること ③避難所における被災地住民登録に関すること ④市民の所在確認に関すること ⑤災害ボランティアの受け入れに関すること ⑥生活関連物資、緊急物資の配給に関すること		避難所班	市民生活課	①被災地区住民の生活支援に関すること ②避難所の開設及び管理・運営に関すること ③避難所における被災地住民登録に関すること ④市民の所在確認に関すること ⑤災害ボランティアの受け入れに関すること ⑥生活関連物資、緊急物資の配給に関すること	
	医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関すること ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関すること ③老人福祉施設等の入所者の安全確保に関すること ④医療品、衛生材料の確保に関すること ⑤安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ⑥被災者の保健・栄養指導に関すること		医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関すること ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関すること ③老人福祉施設等の入所者の安全確保に関すること ④医療品、衛生材料の確保に関すること ⑤安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ⑥被災者の保健・栄養指導に関すること	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧			新			備考欄			
その他支所へ 美保関・八雲・玉湯・宍道・八束・東出雲	教育班	地域振興課	⑦被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関すること ⑧避難所の衛生管理に関すること						
			①教育関連施設との連絡調整に関すること ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関すること ③教育関連施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関すること ⑤避難所、避難所の供与に関すること ⑥避難所、避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦非常炊き出しに関すること						
	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関すること ④支所災害対策本部の運営に関すること ⑤本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑥支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑦支所職員の動員及び配備計画に関すること ⑧支所職員の装備用具に関すること ⑨災害応急対策の総合調整に関すること ⑩支所内の連絡調整に関すること						
			①灾害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること。 ②防災無線等の災害通信設備に関すること。 ③情報の授受・整理に関すること ④支所管内の被災状況の把握に関すること						
	情報班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関すること ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関すること ③支所管内の災害応急対策の実施に関すること ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑤市道の通行規制に関すること ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ⑦避難道路の選定及び確保に関すること ⑧避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑨交通規制に係る市民への指導に関すること						
			①支所管内の災害応急対策の事前検討に関すること ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関すること ③支所管内の災害応急対策の実施に関すること ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑤市道の通行規制に関すること ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ⑦避難道路の選定及び確保に関すること ⑧避難道路の工事情報等の把握に関すること ⑨交通規制に係る市民への指導に関すること						
	応急対策班	地域振興課	①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民等からの問い合わせへの対応に関すること ③支所管内の災害記録の保存に関すること						
			①市民に対する緊急時広報に関すること ②市民等からの問い合わせへの対応に関すること ③支所管内の災害記録の保存に関すること						
	広報班	市民生活課	①避難所の開設及び管理・運営に関すること ②避難所における被災地住民登録に関すること ③災害ボランティアの受け入れに関すること ④生活関連物資、緊急物資の配給に関すること						
			①避難所の開設及び管理・運営に関すること ②避難所における被災地住民登録に関すること ③災害ボランティアの受け入れに関すること ④生活関連物資、緊急物資の配給に関すること						
	避難所班	市民生活課	①原子力災害医療に関すること ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関すること ③医療品、衛生材料の確保に関すること ④安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ⑤被災者の保健・栄養指導に関すること ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関すること ⑦避難所の衛生管理に関すること						
			①原子力災害医療に関すること ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関すること ③医療品、衛生材料の確保に関すること ④安定ヨウ素剤の配布、投与に関すること ⑤被災者の保健・栄養指導に関すること ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関すること ⑦避難所の衛生管理に関すること						
	医療班	市民生活課	①教育関連施設との連絡調整に関すること ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関すること ③教育関連施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関すること ⑤避難所、避難所の供与に関すること ⑥避難所、避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦非常炊き出しに関すること						
			①教育関連施設との連絡調整に関すること ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関すること ③教育関連施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関すること ⑤避難所、避難所の供与に関すること ⑥避難所、避難所の管理・運営の協力に関すること ⑦非常炊き出しに関すること						
	教育班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関すること ④支所災害対策本部の運営に関すること ⑤本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑥支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑦支所職員の動員及び配備計画に関すること ⑧支所職員の装備用具に関すること ⑨災害応急対策の総合調整に関すること ⑩支所内の連絡調整に関すること						
			①本庁との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関すること ④支所災害対策本部の運営に関すること ⑤本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑥支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ⑦支所職員の動員及び配備計画に関すること ⑧支所職員の装備用具に関すること ⑨災害応急対策の総合調整に関すること ⑩支所内の連絡調整に関すること						
第4節～第6節 (略)			第4節～第6節 (略)						
第7節 防災業務関係者の安全確保			第7節 防災業務関係者の安全確保						
(略)			(略)						

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄																														
1. ~ 2. (略)	1. ~ 2. (略)																															
3. 防災業務関係者の放射線防護 (1) (略)	3. 防災業務関係者の放射線防護 (1) (略)																															
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合</td> <td>緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実効線量限度</td> <td>100mSv/ 5年</td> <td rowspan="4">100mSv</td> </tr> <tr> <td>50mSv/年</td> </tr> <tr> <td>女性※ 5 mSv/ 3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">等価線量限度</td> <td>眼の水晶体 100mSv/ 5年</td> <td rowspan="4">300mSv</td> </tr> <tr> <td>50mSv/年</td> </tr> <tr> <td>皮膚 500mSv/年</td> </tr> <tr> <td>腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv</td> </tr> </table>		緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合	実効線量限度	100mSv/ 5年	100mSv	50mSv/年	女性※ 5 mSv/ 3月	妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv	等価線量限度	眼の水晶体 100mSv/ 5年	300mSv	50mSv/年	皮膚 500mSv/年	腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv	<p><b>表 4-7-1 防災業務関係者の放射線防護の指標</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合</td> <td>緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実効線量限度</td> <td>100mSv/ 5年</td> <td rowspan="4">100mSv</td> </tr> <tr> <td>50mSv/年</td> </tr> <tr> <td>女性※ 5 mSv/ 3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">等価線量限度</td> <td>眼の水晶体 100mSv/ 5年</td> <td rowspan="4">300mSv</td> </tr> <tr> <td>50mSv/年</td> </tr> <tr> <td>皮膚 500mSv/年</td> </tr> <tr> <td>腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv</td> </tr> </table>		緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合	実効線量限度	100mSv/ 5年	100mSv	50mSv/年	女性※ 5 mSv/ 3月	妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv	等価線量限度	眼の水晶体 100mSv/ 5年	300mSv	50mSv/年	皮膚 500mSv/年	腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv	・記載の適正化(表名稱の追加)
	緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合																														
実効線量限度	100mSv/ 5年	100mSv																														
	50mSv/年																															
	女性※ 5 mSv/ 3月																															
	妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv																															
等価線量限度	眼の水晶体 100mSv/ 5年	300mSv																														
	50mSv/年																															
	皮膚 500mSv/年																															
	腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv																															
	緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合																														
実効線量限度	100mSv/ 5年	100mSv																														
	50mSv/年																															
	女性※ 5 mSv/ 3月																															
	妊娠中の女性 内部被ばく 1 mSv																															
等価線量限度	眼の水晶体 100mSv/ 5年	300mSv																														
	50mSv/年																															
	皮膚 500mSv/年																															
	腹部表面 妊娠中の女性 2 mSv																															
※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間(妊娠中)に該当しない女性	※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間(妊娠中)に該当しない女性																															
なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。	なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。																															
(2) ~ (5) (略)	(2) ~ (5) (略)																															
4. (略)	4. (略)																															
第8節 (略)	第8節 (略)																															
第9節 避難、屋内退避等の防護措置 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施	第9節 避難、屋内退避等の防護措置 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施																															

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(略)</p> <p>(1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難、P A Z 内における避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）、U P Z 内における屋内退避の準備を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z 内の避難及び安定ヨウ素剤の服用並びにU P Z 内における屋内退避等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z 内の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、市は、P A Z 内の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z 内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。</p> <p>さらに、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、市又は県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の退避等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で安全な場所への退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>一方で、市又は県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえつて危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、指示</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、_____施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、_____施設敷地緊急事態要避難者に係る避難、P A Z _____における避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）、U P Z _____における屋内退避の準備を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z の避難及び安定ヨウ素剤の服用並びにU P Z _____における屋内退避等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z _____の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、市は、P A Z _____の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z 内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。</p> <p>さらに、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、市又は県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の退避等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で安全な場所への退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>一方で、市又は県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえつて危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・指針の改正を反映</li> <li>・指針の改正を反映</li> <li>・指針の改正を反映</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等において、次の事項について関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ U P Z <u>内</u>の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</li> <li>・ 避難ルート、避難先の概要</li> <li>・ 移動手段の確保見込み</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>避難・一時移転の指示後においても、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p>	<p>内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等において、次の事項について関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ U P Z <u>内</u>の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</li> <li>・ 避難ルート、避難先の概要</li> <li>・ 移動手段の確保見込み</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>避難・一時移転の指示後においても、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <p>(4) ~ (8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の改正を反映</li> </ul>
(追加)	<p><b>2. 屋内退避実施後の運用</b></p> <p><u>屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続を判断することが必要となる。</u></p> <p><u>(1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うとされている。市は、県と協力し、屋内退避の継続の判断のための物資の供給状況、人的支援の実施状況、ライフラインの被害状況等の情報を国に提供するものとし、国は、市及び県と緊密に連携を行いながら、屋内退避から避難への切り替えを判断し、指示することとされている。</u></p> <p><u>なお、屋内退避から避難への切り替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避は継続することを基本とし、避難への切り替えの判断は慎重に行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず提供するものとする。</u></p> <p><u>また、屋内退避中は、被ばくを低減するため、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとされている。</u></p> <p><u>市は、県と協力し、一時集結所、指定避難所等での屋内退避中の住民への生活物資等の配給体制を構築するとともに、物資の備蓄、配給状況及び民間事業者の活動状況について情報提供</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の改正を反映 (屋内退避実施後の運用を追記)</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
	<p><u>する。</u></p> <p><u>(3) 市は、国及び県と連携し、原子力施設の状況に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時外出中の住民や活動中の民間事業者に対して、速やかに屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。</u></p> <p><u>(4) 国は、原子力施設の状態が安定し、新たに放射性物質が放出される可能性がないこと及び放出された放射性物質が滞留していないことが確認できた場合、屋内退避の解除を行う。</u></p> <p><u>市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、屋内退避の解除に係る情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、屋内退避の解除の際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又は、O I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる必要があることに留意する。</u></p>	
<u>2. 避難所等</u> (略)	<u>3. 避難所等</u> (略)	・修正に伴う番号ずれ
<u>3. 広域一時滞在</u> (略)	<u>4. 広域一時滞在</u> (略)	
<u>4. 安定ヨウ素剤の服用</u> (略)	<u>5. 安定ヨウ素剤の服用</u> (略)	
<u>5. 要配慮者等への配慮</u> (略)	<u>6. 要配慮者等への配慮</u> (略)	
<u>6. 学校等における避難措置</u> (略)	<u>7. 学校等における避難措置</u> (略)	
<u>7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</u> (略)	<u>8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</u> (略)	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄												
<u>8. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置</u>  (略)	<u>9. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置</u>  (略)													
<u>9. 飲食物、生活必需品等の供給</u>  (略)	<u>10. 飲食物、生活必需品等の供給</u>  (略)													
第 10 節～第 11 節 (略)	第 10 節～第 11 節 (略)													
第 12 節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位及び範囲 (略)	第 12 節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位及び範囲 (略)	<p style="text-align: center;"><b>表 4-12-1 緊急輸送の順位及び範囲</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急輸送の順位</th> <th>緊急輸送の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 順位</td> <td>・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等</td> </tr> <tr> <td>第 2 順位</td> <td>・避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</td> </tr> <tr> <td>第 3 順位</td> <td>・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 (第 2 順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国専門家、緊急時モニタリング要員)</td> </tr> <tr> <td>第 4 順位</td> <td>・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 ・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資</td> </tr> <tr> <td>第 5 順位</td> <td>・その他災害応急対策のために必要な輸送</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">・記載の適正化（表名稱の追加）</p>	緊急輸送の順位	緊急輸送の範囲	第 1 順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等	第 2 順位	・避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第 3 順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 (第 2 順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国専門家、緊急時モニタリング要員)	第 4 順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 ・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資	第 5 順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送
緊急輸送の順位	緊急輸送の範囲													
第 1 順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等													
第 2 順位	・避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送													
第 3 順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 (第 2 順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国専門家、緊急時モニタリング要員)													
第 4 順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 ・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資													
第 5 順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送													

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(2) (略)	(2) (略)	
2. (略)	2. (略)	
第13節～第15節 (略)	第13節～第15節 (略)	

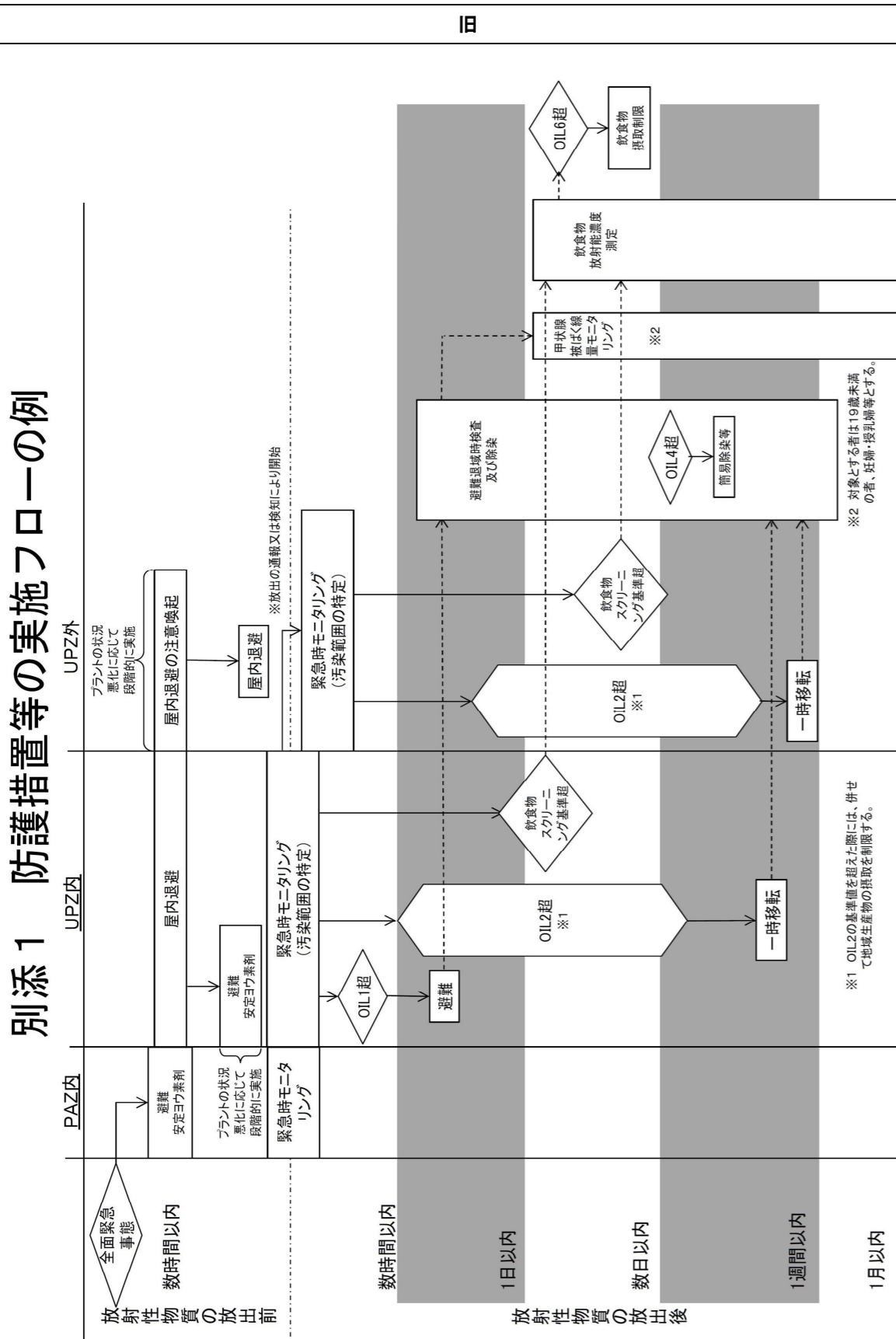
## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>第5章</b></p> <p style="text-align: center;">原子力災害中長期対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章</b></p> <p style="text-align: center;">原子力災害中長期対策</p>	・変更なし

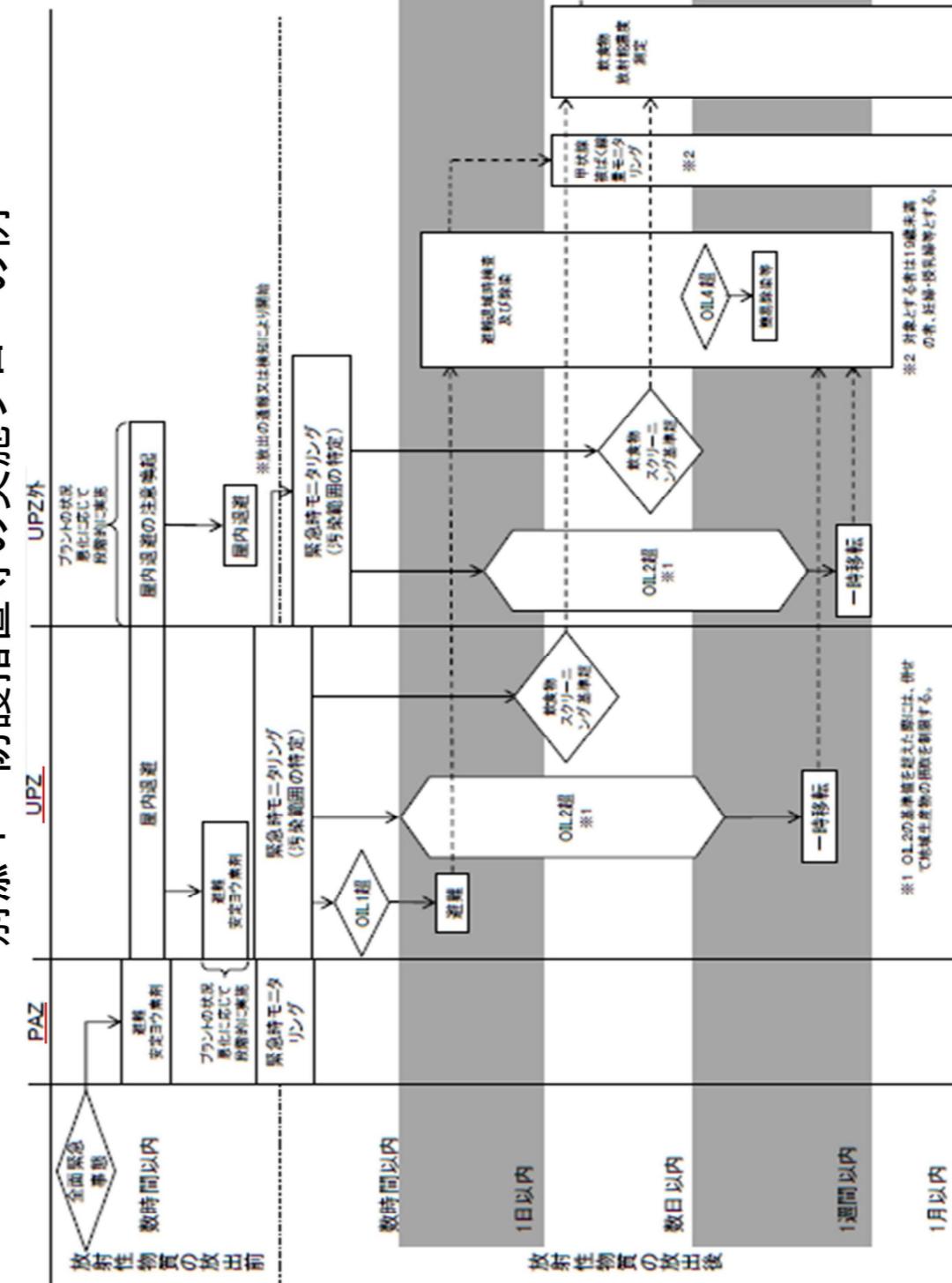
松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<b>第5章 原子力災害中長期対策</b> 第1節～第10節 (略)	<b>第5章 原子力災害中長期対策</b> 第1節～第10節 (略)	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表



## 別添1 防護措置等の実施方針



- ・指針の改正を反映  
(地域を指す際はPAZ(UPZ)、住民を修飾する際はPAZ(UPZ)内)

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

四 別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	新	備考欄	
<p>※この資料で示すEALは、原子力災害対策指針が定める「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」から抜粋したものであり、今後、当該指針の改定や島根原子力発電所の設備の状況の変化等に応じて差し替えていくものである。</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p> <p>※新規制基準適合性審査に合格し、運転中である発電用原子炉施設は本枠組みに該当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>(⑩に掲げるものにおいては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正を反映(東海地震予知情報及び東海地震注意情報の削除)</li> </ul> </td></tr> </table>	<p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>(⑩に掲げるものにおいては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正を反映(東海地震予知情報及び東海地震注意情報の削除)</li> </ul>
<p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>(⑩に掲げるものにおいては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを探認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉停止信号を確認することができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に非常用原子炉冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉への給水機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となつた場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線の電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する規定)第4号(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正を反映(東海地震予知情報及び東海地震注意情報の削除)</li> </ul>	

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>① 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却却系障壁が喪失すること。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(巻き、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>① 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却却系障壁が喪失すること。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(巻き、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正を反映 (東海地震予知情報及び東海地震注意情報の削除)</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・施設敷地緊急事態を判断する EAL 変更なし

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・全面緊急事態を判断する EAL 変更なし

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄				
<p>9. 原子炉の運転等のための施設(1.から8.までに掲げるものを除く。) ※炉規法第43条の3の3.4の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力制委員会が定めた発電用原子炉施設が本件組みに該当し、島根原子力発電所1号炉が該当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <b>警戒事態を判断するEAL</b>            (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           緊急事態区分における 措置の概要             体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。         </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 1.5em; color: red;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。            ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。            ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。            ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。            ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           緊急事態区分における 措置の概要             体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。         </td> </tr> </table>	<b>警戒事態を判断するEAL</b> (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における 措置の概要  体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。		① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	緊急事態区分における 措置の概要  体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	<p>・指針の改正を反映 (東海地震予知情報及び東海地震注意情報の削除)</p>
<b>警戒事態を判断するEAL</b> (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における 措置の概要  体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。					
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	緊急事態区分における 措置の概要  体調構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。					

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・施設敷地緊急事態を判断する EAL 変更なし

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・全面緊急事態を判断する EAL 変更なし

## 別添3 OILと防護措置について

緊急防護措置		基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*</sup> 1	防護措置の概要
OILL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、除染を講ずるための基準	500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*</sup> 2)	数時間内を目的地に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	数時間内を目的地に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OILL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>*</sup> 3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線 : 13,000 cpm <sup>*</sup> 4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
OILL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*</sup> 5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、除染を講ずるための基準	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*</sup> 2)	1日内を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	1日内を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>*</sup> 9	飲食物に係るスクリーニング基準	OILL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ <sup>*</sup> 6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*</sup> 2)	数日内を目的地に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	数日内を目的地に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OILL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	OILL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	核種 <sup>*</sup> 7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg 500Bq/kg 10Bq/kg 20Bq/kg	牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg <sup>*</sup> 8 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg

## 別添3 OILと防護措置について

緊急防護措置		基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*</sup> 1	防護措置の概要
OILL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、除染を講ずるための基準	500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*</sup> 2)	数時間内を目的地に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	数時間内を目的地に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OILL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>*</sup> 3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線 : 13,000 cpm <sup>*</sup> 4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
OILL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸込、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*</sup> 5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転等させるための基準	OILL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*</sup> 2)	1日内を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	1日内を目的地に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>*</sup> 9	飲食物に係るスクリーニング基準	OILL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	核種 <sup>*</sup> 7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg <sup>*</sup> 8 500Bq/kg 10Bq/kg 20Bq/kg	牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg

備考欄  
・指針の改正の反映  
(区域→地域)

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

五	新	備考欄
<p>※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO1Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはO1Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※ 2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O1L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO1L1の基準値を超えた場合、O1L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO1L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO1L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※ 3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。</p> <p>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※ 4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※ 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO1L6を参考として数値を設定する。</p> <p>※ 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>※ 9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO1L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	<p>※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO1Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはO1Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※ 2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O1L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO1L1の基準値を超えた場合、O1L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO1L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO1L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※ 3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。</p> <p>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※ 4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※ 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO1L6を参考として数値を設定する。</p> <p>※ 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>※ 9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO1L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針の改正の反映 (区域→地域)</li> </ul>

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・別添 4-1 (1/2) 変更なし

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

発電用原子炉施設のうち、炉規法第43条の3の3の4の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設を除く

3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可制委員会が定めた発電用原子炉施設を除く

松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

発電用原子炉施設のうち、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設を除く

第4章 データの収集と分析 | 143 | 第4章 データの収集と分析 | 143 | 第4章 データの収集と分析 | 143

- ・指針の改正を反映  
(地域を指す際はPAZ(UPZ)、住民を修飾する際はPAZ(UPZ)内)

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・別添4-2 変更なし

## 松江市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

旧	新	備考欄
(略)	(略)	・別添4-2 変更なし